

高齢者相談事業についてお伺い致します。

昨年12月に総務省により発表された人口推計によると、日本の高齢化率は26%を超え、超高齢社会に更に拍車がかかっています。また今年は、いわゆる「団塊の世代」が65歳以上になり、高齢者1人に対して現役世代（15～64歳）が2.3人で支える計算になります。

練馬区におきましても、昨年の6月に高齢化率21%を超え、超高齢社会の仲間入りを果たしました。このうち、75歳以上の後期高齢者人口は約7万6千人であり、総人口の1割を超えています。更には、後期高齢者の一人暮らし世帯は、一人暮らし世帯全体の6割となっております。

昨年発表された、今後の区政運営の方向性を明らかにする新しいビジョン（素案）のなかでも、出張所的機能を持つ医療・介護・健康の相談と地域住民の交流の場となる「街かどケアカフェ」を設置することが示されております。

そこで一点目にお伺いいたしますが、区では「街かどケアカフェ」にどのような機能をもたせ、どのように運営していくのかお聞かせください。私の知っているある個人商店では、店主が常連客である高齢者の様々な相談に乗り、本来行政がすべきことまで手助けしております。これは行政サービスを利用したがない高齢者の顕著な例であると思います。

そこで二点目にお伺いしますが、行政サービスをなかなか利用しない引きこもりがちな高齢者に対してはどのようにアプローチを行っていくお考え

なのか、また民生委員の方との連携をどのように考えているのか、お聞かせください。

三点目に、昨年、練馬区議会公明党で視察した新宿区の都営戸山ハイツ内の「暮らしの保健室」では、お一人暮らしの男性高齢者に来室していただくため、関心の高い内容の講座、例えば熱中症予防対策講座等を地道に宣伝し、効果を出しておりました。区で実施予定の「街かどケアカフェ」においても、ぜひこのような取り組みを行うべきと要望いたします、また、地域のボランティアを募集し、いつも顔見知りのボランティアの方々が常駐する高齢者が安心できる場所にすべきと考えますが、区のご所見をお聞かせください。

四点目に、設置場所についてですが、丁目別の高齢化率30%以上の高い地域に、空き店舗や空きテナントを活用した入りやすい雰囲気「街かどケアカフェ」にすべきと考えます。またその際、癒しの空間としての工夫を凝らし、リピーターを増やす取り組みをすべきと考えますが、ご所見をお聞かせください。

五点目に相談体制についてお伺いします。新宿区の「暮らしの保健室」では相談件数の約7割が医療面に関する内容だそうです。医者に聞く程ではない薬の飲み方や体調のちょっとした異常等について聞いてみたいという事例が多くあるようです。そこで、例えば曜日ごとに看護師・保健師・薬剤師・栄養士等を配置し、曜日ごとに聞きたい内容に対応し、高齢者の精神と身体両方に配慮した、まさに保健室的の機能を併せ持った「街かどケアカフェ」

にすべきと考えますが、区のご所見をお聞かせください。

最後になりますが、新しく始まる緊急通報・生活相談・配食を組み合わせる利用できる在宅生活支援事業は、年収120万円以下の所得要件があります。より多くの方に利用していただくため、今後の対象者の拡大と利用促進に向けた周知をしっかりと行うべきと考えます、区のご所見をお聞かせください。

福祉部長 答弁

私から、街かどケアカフェと在宅生活支援事業についてお答えします。

はじめに、街かどケアカフェについてです。街かどケアカフェは、看護師等の医療や介護の専門職による、介護予防や栄養、口腔ケア、認知症などの相談機能を持つ、地域の交流の場です。高齢化率の高い地域に当面4か所程度設置していきます。平成28年度に開設予定のカフェについては、高齢者相談センター支所と併設し、相談から支援まで対応する一体的な運営とする予定です。

引きこもりがちな高齢者に対しては、カフェの相談員が民生委員と情報を共有し、同行訪問を行い、カフェへの来所を働きかけ、必要な支援に繋がっていきます。

一人暮らしの男性高齢者を含め、より多くの方に繰り返し来所していただくよう、カフェのスペースを活用して、ロコモ体操や口腔ケア、栄養改善等の介護予防講座や、高齢者の関心が高い講座等を実施していきます。

また、カフェの運営をきっかけとして、地域の交流の輪を広げていくために、身近な地域でボランティアを募り、地域に開かれたものとしていきます。

2か所目以降のカフェの設置にあたっては、地域の状況を踏まえ、区立施設や訪問看護事業所等に併設するほか、空き店舗等の活用を含めて具体的な設置場所を検討していきます。

利用者の声を伺いながら、来所しやすい雰囲気づくりに工夫を重ねていきます。

カフェに常駐する相談員は、看護師もしくは保健師を予定していますが、各種の事業や講座は、保健相談所や介護事業所等と連携して実施します。栄養士や歯科衛生士など様々な資格や知識を有する人材にカフェの運営に携わっていただき、高齢者の多様な相談やニーズに適切に対応し、利用者との信頼関係を構築していきます。

次に、在宅生活支援事業についてです。在宅生活支援事業は、要支援相当以上の方の在宅生活の支援の強化を図るものであり、当面年収120万円以下等の非課税世帯の方を対象にスタートしますが、事業開始後、利用状況を踏まえ、対象者の拡大を検討します。

支援を必要とする方に適切に事業を利用していただけると様々な媒体を活用して広報に努めるとともに、ケアマネジャーと連携して利用の促進に取り組めます。